

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年12月13日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成30年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

ここで、2日目、升沢議員の一般質問の回答の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、一般質問2日目の升沢議員からのご質問に対する答弁の中の、社会教育施設の維持管理期間につきまして、20年と申し上げた件につきましての訂正をさせていただきたいと思っております。

社会教育施設につきましては、いずれ議会の皆様から、指定管理者としての指定を受けた団体に対しまして、最長5年の中で指定管理を行いまして、それを継続していくというふうな方法で考えているところでございます。いずれ私が答弁申し上げました20年というふうな期間につきましては、これにつきましては、例えばDBO方式を採用して、今回のような形で維持管理を委託する場合に、維持管理期間が長いほうがメリットが出るというふうなことも、他の参考事例からありましたことから、20年というふうな形で申し上げさせていただいたところでございます。実際的には、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者を議会の中で指定議決、同意議決いただきまして、その中で最長5年の中で、それを更新していくような形での対応というふうな形になるものでございますので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、日程に入るに先立ち諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したのでご報告します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに日程に入ります。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

（1）魅力ある子育て支援について。

以上についてお諮りいたします。よろしく審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

産業建設常任委員会委員長、千葉勝男であります。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記。

1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてであります。

(1) 社会基盤整備について。

(2) 農業振興策について。

(3) 観光振興策についてであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、世界遺産特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、世界遺産特別委員長の報告を求めます。

9番、世界遺産特別委員長、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番、佐々木雄一です。

それでは、閉会中の継続調査の申し出についてでございます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

申請が世界遺産特別委員会委員長、佐々木雄一でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定によって申し出るものであります。

記。

1、事件、世界文化遺産拡張登録及び世界農業遺産登録並びに国立博物館誘致についてであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま世界遺産特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第4、議案第41号、平泉町一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号、平泉町一般職の任期付職員の採用に関する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化、専門化が進む中で、地方公共団体においては、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性が高まっていることに鑑み、専門的な知識またはすぐれた見識を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員の任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものでございます。

それでは、議案第41号、平泉町一般職の任期付職員の採用に関する条例の説明をさせていただきます。

第1条でございます。この条例の趣旨を定めるものでございまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、採用することができることを規定しているものでございます。

第2条は、職員の任期を定めた採用を定めるものでございまして、第1項は、任命権者は、第1号、第2号に掲げるいずれかの業務に期間を限って従事させることが公務の効率的運営を確保するために必要である場合には、任期付職員として採用することができることを規定しているものでございます。

第2項では、任命権者は、任期付職員以外の職員、これは一般職でございます、を第1項第1号、第2号のいずれかに係る職に任用する場合において、それに伴い、不足する職員を当該業務以外の業務に期限を限って従事させることが公務の効率的運営を確保するために必要であるときには、職員を任期を定めて採用することができることを規定してございます。

第3条では、任期の特例を定めるものでございまして、法第6条第2項の条例で定める場合は、前条各号に掲げる業務の終了の時期が一定の期間延長された場合、その他やむを得ない事情により任期付職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合にできることを規定してございます。

第4条では、任期の更新を定めるものでございまして、任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年または5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職

員の同意を得て、採用した日から3年または5年を超えない範囲内においてその任期を更新することができることを規定してございます。

第5条では、補足といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日以降に採用される職員について適用することを規定しているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。6点についてお尋ねをいたします。

1つはですね、任期を定めた職員の採用でありますけれども、任期の更新回数に制限を設けることになるのかどうか伺います。

2つ目は、任期付常勤職員の採用配属予定組織分課、これは当然にして採用目的からいえば、限定されるというふうに思うのですが、その考え方をお伺いいたします。

3点目、採用された任期付常勤職員は、条例で定める職員数に算入されることになるようでございますが、後期基本計画で到達目標とする職員数を上回ることはないというふうに捉えているのですが、そのことに対する見解をお聞きしたい。

4つ目は、職員の退職などに伴い、欠員補充が当然出てくるわけですが、この欠員補充に当たって、新たに制定される、今審議をしている任期付常勤職員で補完をするということがあるのかどうか。

5点目、現在雇用されている臨時雇用職員がおられるわけですが、この臨時雇用職員が採用を希望した場合、採用試験に当たって何らかの前提条件を付すということがあるのか。

最後でございますが、新たな任期付常勤職員の採用に伴い、臨時雇用職員の任用期間の満了をもって、いわゆる雇いどめ、あるいは現在員数の削減を考えておられるのかどうかお聞きします。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、高橋伸二議員からの6問の質問に対しての回答をさせていただきます。

まずはじめに、任期を定めた採用であるけれども、任期の更新回数に制限を設けることになるのかというようなご質問でございますけれども、更新回数の制限は設けないというふうに考えてございます。いずれそれぞれ採用に当たりましては募集をするわけでございますけれども、その募集に対して応募いただければ、その都度その採用試験を受ける権限はあるというようなことで

ございます。

それから、任期付常勤職員の採用、配属予定組織は限定されると思うがどうかというようなことでございます。これにつきましては、募集目的によりまして職種が限定される場合には、配属先の想定は可能になるものと考えているところでございます。ただ、一般職、一般事務職員につきましては、これについてはそういう配属先までは想定できるものではないというふうなものでございます。

それから、3番目の、採用された任期付常勤職員は条例で定める職員数に算入されるのかというところでございますけれども、これにつきましては、常勤の職員については、定員管理計画の中での職員数に算入されるものでございます。

それから、職員の退職等に伴う欠員補充に当たり、新たに制定する任期付常勤職員で補完することがあるのかというようなことでございますけれども、今回の任期付職員につきましては、特定の限定された要件に対しての募集をするものでございますので、これをもって補完するというようなことでございませぬ。欠員補充につきましては、新たに採用募集をいたしまして、採用試験を経た中で採用していくというようなことになります。

それから、現在雇用されている臨時雇用職員が採用を希望した場合、採用試験に当たって何らかの前提条件を付すのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、前提条件等を付すことはございませぬ。

それから、最後の質問でございます。新たな任期付常勤職員の採用に伴い、臨時雇用職員の任期期間の満了をもって雇いどめや現在員数の削減を考えているのかというような質問でございますけれども、そのようなことは想定はしてございませぬ。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうすると、お聞きをしたいのですが、1つはですね、任期の更新回数に制限を設けないと、このような答弁をいただいたわけですが、この条例の条文をそれぞれ読んでみますと、いわゆるこの任期付職員の採用に当たっては、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合、延長することがあると。さらには、採用した日から3年を超えない範囲内において、任期を更新するというふうにあります。そうすると、最長8年という年限が出てくるのですが、最長8年以上は更新をしないということになるのかどうかお聞きをします。

次に、任期付職員の採用に伴う配属組織分課についてでございますが、一定の期間内に終了する業務、あるいは業務量の増加が見込まれる業務に従事させるという、この任期付職員の採用目的からすれば、条例2条2項に定めている扱いというのは慎重にすべきだというふうに思うわけでありまして。その答えが、任期付職員については職種が限定されるというふうに受けとめてよろしいのかどうか、そういう答弁をされましたけれども、お聞きをします。

次に、常勤の職員はいわゆる条例で定める職員数に算入をされるけれども、この任期付職員に

については算入されないというふうに今答えられました。そうすると、後期基本計画で今平成32年度に到達目標としております114名、現在115名ですから既に1名多いわけですけれども、114名という数字は生きていくけれども、任期付職員の数というのは限りなく増えていくということになるのでしょうか。

私は少なくとも、この庁舎内の業務を遂行していく上に当たってですね、任期付常勤職員であっても、雇用期間が明確になっているわけですから、臨時雇用職員とは違うわけですから、そうした場合には、条例で定めるところの、あるいは後期基本計画で到達目標とするところの職員数に算入をすべきではないかというふうに考えるのですが、お聞きをしたいと思います。

それから、次にですね、施行に関して必要な事項は町長が別に定めると、このようにしてございます。今のこの採用に関する条例の中では、募集要項やあるいは給与、勤務条件、さらには服務の関係、そういったものが明記をされておらないわけですが、これはいつ公表されるのかお伺いをします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、更新回数それから更新の年数でございました。8年以上の更新はないのかというようなことでもございましたけれども、これにつきましては、その目的に沿った募集に対して、その採用された任期付職員が、一度その期間を過ぎて退職となるわけでもございますので、再度次の新たな募集に対しては応募することが可能でございますので、更新という言葉でありますと、一つのその採用した期間をさらに2年というふうな形で定めた年数を、ということでもございますけれども、新たなですね、新たな採用というふうなことでお考えをいただければいいと思いますので、新たな募集、採用については何度でも応募することが可能でございますし、その成績いかんによっては何度でも採用されるというようなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、配属先が限定されるのではないかとというようなことでもございます。例えば、今回の件で、特定の職種に対して募集した場合については、配属先は限定される可能性はございます。なので、これについては、先ほどの限定される可能性はあるというふうなことでもご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、任期付職員は定数に算入されないのかということでもございますけれども、常勤の任期付職員の場合については、定員適正化計画の定数に算入されます。算入されますので、訂正をさせていただきます。ということでもございますので、限りなく数が増加していくというふうなことはございません。

それから、服務それから給与等でございますけれども、これにつきましては、任期付職員の身分については、一般職と同じでございます。一般職員と同じ内容を含む、それから給与規定に基づきまして支給するというふうになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

1つ答弁漏れがありましたから、後ほどお答えをいただきたいというふうに思いますが、そうするとですね、いわゆる一旦、1回目の採用目的に沿って採用されて、これは3年になるのか5年になるのか8年になるのかは別にして、その雇用期限が切れればそこで退職をします。そして新たな募集があったときに応募をすることなのですが、今最後にお答えいただきました答弁では、身分は一般職員と同じだということなのですが、そうすると、先ほど2回目に聞いた給与だとか勤務条件だとか、こういった部分ではそのことに対する扱い、端的に言えば、退職金の問題、あるいは福利厚生にかかわる問題、さらには雇用保険などの問題、こういったものについて、これはきちっと明確にしていかなければいけないと思うのですが、答弁漏れをされたというふうに私が最初に言いました、いわゆる募集要項なり給与、勤務条件、服務規程、それらをやっぴりきちっと明確にして募集などを行っていかないと、過大な期待を持ってこれに応募をすることになることも危惧をされるわけですから、その辺を受けとめて対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

任期付職員を公募する場合につきましては、その募集内容の中に、それぞれその条件等を付すわけでございますけれども、その中には一般職と同じ服務規程なり給与条例等に基づく、もちろんその採用された年齢等に係ってもくるわけでございますけれども、採用された時点での条件としては、身分としては一般職と同等である旨の内容を周知する内容を含めて、募集をさせていただくというようなことで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋でございますが、私がちょっと気になっているのは、一度の雇用期間を終われば退職だと、そしてもう一度また試験だというわけですよ。そのところをですね、やっぴりきちっとしておかないと、応募する人が困惑をするのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

そのとおりでございます。いずれ期間をきちんと定めまして、これの期間内の採用ですということをはっきりと明記した内容で募集をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。



9 番（佐々木雄一君）

先ほど任期について質問された方が最長で8年と言うのですが、この条例の読み方では5年、最長でも5年としか読めないのですが、そこら辺の読み方の問題なのか、それで正解なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この任期付職員の法に基づく部分ですが、本町では4条を目的として見込まれる業務とか増加される業務を主体とする職員の募集をしたいということですが、3条及び5条の部分については、必要ないということで今回検討しなかったのかどうか。

それと、今回の一般職の任期付職員によって当町にもたらされる利便性というか、その部分はどうかということと、今臨時職員、臨時的職員でありながら恒常的に、ずっと職員と準ずるような勤務実態にあるわけですが、そこら辺で、そうしますとこの任期付職員については、その採用のたびに試験をすると、その試験に合格さえすれば次の任期も全うできるというように理解できるのですが、そういう理解でいいのか、よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まず、今回の任期付職員の規定でございます。これについては、法4条に基づくものでございまして、5条、6条の内容については適用させないというようなことで、あくまでも法4条に基づく任期付職員でございますので、この条例の2条の1号、2号にうたっている業務に対しての任期職員の採用募集というようなことであります。

それから、任期付職員の利便性ということでございますけれども、これにつきましては、いずれ特別な条件によりまして、その職員がある一定期間不在となる、不足するというような状況に対して、この条例、法4条に基づく条例を適用させていただきまして募集するというようなことでございますので、何の職においても全てというようなことではございません。あくまでも今回については、条例2条1項1号、2号に規定する内容のような案件が出た場合については、これに基づいて募集をさせていただくというふうなところでございます。なので、何にでも適用できるというものではないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、臨時職員と任期付の違いでございます。臨時職員につきましては、あくまでも1年を超えることがない、1年未満の中での採用でございます。任期付職員については、1年を超える期間を定めて採用する職員というようなことでございますので、そこにつきましては、先ほど質問ございました、職員と同等の保険であったり、さまざまなサービスであったりの要件については、全く職員と同じような同等の内容で任期付職員を採用するというふうなこととなるものでございます。

それから、先ほどの8年という話でございますけれども、8年という期間は当方のほうからはお話ししてございませんので、いずれ任期付につきましては、まず任期を5年以内で定めることができますので、5年以内の任期を定めた任期付職員におきましては、その任期が終了してそこで一度退職になりますので、再度新たな募集があってその募集に対して応募して採用されるこ

とはあるというふうなことでございますので、それを引き続き連続的な形で、そういう形で応募されて採用されることはあるものというふうに認識してございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

質問者がですね、間違ったら間違っただと言わないと。私どもは3年と5年しか言っていないということでは、質問者が間違っただけで質問した部分について訂正しないとわからないと思いますよ。幾ら。ですから最高8年というのはないでしょうということを知ったのであって、それであればその書いてあるとおり最高でも5年ですよということでしょう。そこをちゃんと質問者に丁寧に答えるべきだと私は思うのですが。

それと、当町では4条に基づいて職員を採用するのですが、この法律は高度な専門性を有する職員等の採用を目的とした法律だったのですが、いろいろ付加されてきたようでございますが、そうしますと、職種もいろいろございますよね。実際にやられているところでは、専門性だったりいろんな業務につかせているようですが、一般職員のどういう業務が不足して、今後見込まれる業務として考えている、イメージとしてはどういうものがあるのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

具体的な職種につきましては、保育士でございます。今回の条例につきましては保育士を想定しているものでございます。

以上でございます。

保育士の募集でございますが、いずれ期間が1年を超える長期にわたる休暇が見込まれますことから、今回こういう形で条例を上程させていただいたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

保育士という具体的な職種が出てきたのですが、今、保育士も大変足りないというか、引く手あまたで募集しても来ないという状況の中で、この任期付職員で募集すれば集まるというような考えが見えますけれども、近隣なりそういう調査をして、そういう効果があるということに基づく提案でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

確かに近隣においても保育士の需要が大きく、なかなか採用できないと、募集しても応募がないというようなことの状況は承知してございます。

いずれ今回このような形で、ある程度の長期の期間を設定して募集することによって、それに対するさまざまな職の条件等が保障されることから、いずれ応募する保育士の資格を持っている方々については応募しやすい条件が整うものというふうに認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

1つお聞きしたいのですが、任期付職員の給与体系は、今現在ある職員の給与体系とは別になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

任期付職員を採用した場合には、我々と同じ一般職の職員と同じ給与というふうになります。もちろん、その採用した年の年齢等によって多少差異がございますけれども、いずれ一般職の給料表を使わせていただくというようなことになります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

であれば、改めて、先ほど同僚議員からの質問にもありましたけれども、服務規程、そういった細かいところの、特に任期付職員の給与に関する条例という形で定めることはない。一般職の普通の職員に並ぶものということになるわけですね。そして、その服務規程あるいはそういったところも、来年これから募集をしていく上で決めていくということで、今この時期においては、もう来年の4月1日からとなりますと、かなり時間的に厳しいのではないかと思います。そういったことをどの時期にこれから行うのかということをお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まず、再度になりますけれども、身分につきましては一般職でございます。一般職と、任期を、期間を定めた一般職というふうにご理解ください。

それから、採用募集にかかわることでございますけれども、ホームページ、あとはマスコミ等をお願いするのは1月中に、募集の要項を策定しながら1月中に募集をいたしまして、それに対して応募いただいて、2月に採用試験を実施したいというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山ですけれども、まず1つは、具体的な今回のこの条例、保育士のということで出てきましたけれども、なかなか募集しても応じないという状況がある中では、今の職員定員の問題の中では有効な手段かなとは、基本的には思うわけです。近隣でも既にこういったことで条例化しているわけですから。

そこでなのですからけれども、条例本文のところなのですからけれども、この2条の2のところ非常に、なかなか私には難しいというか、多分これは任期を定めて任用される職員、その後ですね、以外のところ、つまりその以外のところで、この読み方なのですからけれども、あと、以下、各号に掲げる業務のいずれかに係る職員に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期限を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要であるとき、その後、多分今いる職員がこういった1、2条の(1)、(2)ですね、終了する、ここに行くということで効率的な運営ができるときに、その職員が行くのではなくて任期付職員を採用することができるということだと思えるわけですから、これが正しいかということが1つ。

それで、実は一関にはこの2はないんですね。一関の条例の中に。だからもう一回法文資料でも出ています、4条はこの平成14年の法律48号には、この2号のところは入っているのです、同じ文言が。だから、それがあえて何で入れたのかなという、ややこしい文言だなということで、その辺の確認が1つ。

それから、いずれその具体的な保育士という場合だと、確かにどこでも苦勞して、なかなか募集したからって集まる状況ではないというふうにあるのですけれども、ただ、やはり安定的な職場かどうかというのは、働く側にとっては非常に大事な点だと。そうすると、さっきの質問にあったいわゆる更新の問題です。5年か、あるいは再延長か、任期更新ということになって、基本的には、そうすると5年がさらに何度でも更新ができるということで正しいのかどうか、この読み取り方が。5年でとにかく終わりと、延長はここに書いてあるのですけれども、その辺はもうちょっと、今の議論、討論の中ではちょっと不明確なところがあったので、その辺お聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まずはじめに、本提案させていただいてございます条例の2項の考え方でございますけれども、ただいま三枚山議員からお話があったとおりの内容でございます。そのとおりということで認識をしていただければというふうに思います。

それから、更新の問題でございましては、何度でも更新ということではなく、1回の任期が終了、最初の契約の任期が終了しましたらば、引き続き募集があった際に、再度応募していただいて、試験結果に基づいて採用の継続は、その連続はありますよというようなことでございますので、更新という形の中での意味合いではございません。ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

2項についてはわかりましたし、具体的に一関ではなかったのがついた、平泉の場合はあるということについては、ちょっとよくわからないわけですが、ただ、それはそれでいいのです。

それで、問題は更新のことで、今の話で、もちろんそれは採用する側、町として、それは更新した場合に本当に採用になるかどうかというのはこれはわからないということはそのとおりだ。となると、やはり今、とりわけ保育士なんかでも大変だというのは、何度もこのことは取り上げられている。となると、やっぱり本来であれば正規の職員でやっぱり採用すべきものだろうと。今ゼロ歳児とかやっぱり増えていく、では、一定の期間過ぎたら保育の要望というのは下がるのかということはないのだと思うのですよ。しかも子育て支援、とにかく子供増やそうというわけですから。そうすると、これから先というのは、その部分の要望というのは、子育て支援のところで保育士の確保というのは当然下がることはないと考えたと、やはり本来であれば正規で、職員定数の問題、ずっと出ていますが、採用するべきものだと思うのです。ですから、ここは今後のこととしてやはりしっかりと考えてやるべき。

たしか奥州市の場合、やっぱり保育士関係の臨時なんかでも、時給なんかも高いというふうに聞いていました。私の知り合いも一関市でお孫さんでしたけれども、奥州に行きましたから。そういうことを考えると、やはりもともとしっかりと安心して働けるような職場環境をつくるということからすると、定数問題もやっぱり早期に考えて、ちゃんと働きやすい環境を整えていくことが大事だと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、定員のお話でございますけれども、これにつきましては、行革大綱の中でそれぞれ定員適正化計画とかも定めながら、その中で、財政全般を人件費だけで圧迫するようなことのないような形でまずまず行政運営を進めていくというようなことで、まず定員適正化計画は必要なものであると。それが絶対というわけではございませんけれども、ある程度定員適正化計画に基づいた採用計画に基づいて採用していく。年度によっては多少人数の前後はございますけれども、それに基づいた今後も採用が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈でございます。1点お伺いします。

そもそもこの任期付職員の定義ということでありますが、狙いとするところは、外部の能力を、民間の活力を利用していくといいますか、活用していくという、その能力、庁舎内にないもの、これを活用していくのだというのがそもそもの制度の設計だと思うのです。

今回、保育士の補充にそれを条例をもって活用していくのだというお話でございました。これは今後、その外部の能力、これからの今後の政策を進めていく中で必要な部署の、外部で相当するその能力を持つ、スキルをもった人材を活用していくというものに道を開くものかというふうに、まずお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、その能力給という考え方でいけば、全て現在の一般職として給与表をそのままお使いになるということですが、例えば岩手県の県の任期付の職員の場合ですと上限が設けてございます。これらについて、スキルに合った、能力に合った給与体系というのは、やはり考えていかなければいけないのではないかと。その2点お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、高度な専門性を備えた人材等の新たな職の道を切り開いていく計画なのかというようなことではございますけれども、これについては、今現在ある行政としてやるべき事務事業が大体決まっておりますので、その事務事業をするに当たって、一時的にある一定の期間不足する人材にかわって採用、募集というようなことではございますので、新たな、今後出ないとは限りませんが、今現在の中で他の職を想定しているというようなものではございません。いずれ今の事務事業の中での対応というようなことで考えているところでございます。

それから、職種に合った給与体系ということでございますけれども、平泉町の職員の給与の条例規則の中で定めているものに合致させまして、再任用した職にふさわしい、また年齢にふさわしい給与を支給するというふうなことでございますので、職員に支給している考え方と全く同じということになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

再任用の場合とはまた別の観点ですよね。再任用の給与体系はございますから、それと混同された、今、答弁ではないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

大変失礼いたしました。任期付職員の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

いずれ条例を定めるわけですから、今は必要な部分だけを取り入れるがための条例だということではなくて、やはり将来ですね、町の政策を進めていく中で、この部分については外部の能力

を活用していくのだという考え方は当然持っていなくちゃいけないというふうに思いますので、ぜひその観点で、これからの施策を進めていく中で十分に外部の人材が活用できるものも、当然お含みをいただかなければいけないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、平泉町一般職の任期付職員の採用に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第5、議案第42号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成30年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い妥結した内容により提案をさせていただくものでございまして、一般職の職員について、給料月額、勤勉手当の率及び宿日直手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうと

するものでございます。

それでは、議案第42号の参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）を参考にご説明をさせていただきます。

第1条では、宿日直手当の額と、平成30年12月支給分の勤勉手当の率の改正でございまして、新旧対照表1ページの現行欄、第14条第1項中の「4,200円」を「4,400円」に改める。第20条第2項第1号中の「100分の90」を「100分の95」に改め、同項2号中の「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございまして、1ページの下段から3ページの裏の上段に記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を、改正後欄の行政職給料表のように改正をしようとするものでございます。

次に、第2条でございすけれども、平成31年度以降に支給されます勤勉手当の率の改正でございまして、新旧対照表3ページの裏に記載されております第19条第2項の「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を、「100分の130」に、第3項の「『100分の122.5』とあるのは『100分の65』と、『100分の137.5』とあるのは『100分の80』とする」を、「100分の72.5とする」に、第20条第2項第1号中の「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項2号中の「100分の47.5」を「100分の45」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

この改正によりまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数及び再任用職員の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げようとするものでございます。また、給料月額を初任給で1,500円、若年層で1,000円、その他の職で400円、平均改定率で0.2%の引き上げ改正をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項ではこの条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定は平成30年度から施行することを、第2項では、第1条の規定は勤勉手当の率の改正については平成30年12月1日から、給料月額の改正については平成30年4月1日から施行することを、第3項では給与の内払、第4項ではこの条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することを、それぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）



討論なしと認めます。

これから議案第42号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第6、議案第43号、育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉幸一君)

議案書6ページをお開きください。

議案第43号、育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

育英資金貸付基金条例について、貸付対象の明確化及び貸付限度額の変更に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料は4ページをお開き願います。

議案第43号、育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表となります。

第3条では、貸付対象について1号から3号まで貸付対象を明確化したものです。

第7条では、貸付金額の限度額について、1号、高等学校又はこれと同程度の学校に在学する者、これまで月額1万円以内を月額1万2,000円以内に、2号では、高等専門学校に在学する者、これまで月額1万7,000円以内を2万円以内に、3号では、大学、大学院及び高等学校卒業以上を入学資格とする専修学校等に在学する者、これまで月額3万9,000円以内としていたところを4万5,000円以内に、それぞれ変更しようとするものです。

また、第18条中、「この条例に定めるもののほか、基金の管理、運営に関し必要な事項」を、「この条例の施行に関し必要な事項」に改めようとするものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行しようとするものです。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第43号、育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

議長 (佐藤孝悟君)

日程第7、議案第44号、和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長 (千葉多嘉男君)

議案書7ページをお開きください。

議案第44号、和解に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯についてでございますが、町が放射線影響対策に要した費用については、平成23年度から平成29年度の10次にわたり、東京電力ホールディングス株式会社に対し1億2,361万7,588円の損害賠償請求を行い、うち原子力損害賠償紛争解決センターによる和解額、第1回申し立てでございますが、を含む損害賠償として1,096万1,714円の支払いを受けました。

次に、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じない第5次から第7次、平成25年度から26年度分、請求額3,790万1,422円について、平成28年3月に原子力損害賠償紛争解決センターに2回目となるあっせん申し立てを行いました。その後、旅費の一部について賠償金の支払いを受けましたが、本年10月に、同センターから東京電力ホールディングス株式会社に635万円の損害賠償金の支払いを求め、和解案が提示されました。

そこで、和解の内容ですが、和解の相手方は東京電力ホールディングス株式会社です。和解の内容につきましては、(1)相手方は、町に対し、賠償金として635万円を支払う。(2)相手方は、この金額を町に対し、和解成立後14日以内に一括で支払う。(3)本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。(4)本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は、相手方に対して別途請求しない。(5)本和解に関する手続費用は、各自の負担とすることになってございます。

次に、和解額についてですが、参考資料の5ページをお開きください。

申し立て額と和解額を一覧表にまとめたものでございます。

まず、人件費については、職員の時間内人件費と時間外の一部が損害として認められませんでした。臨時職員の人件費は全額損害として認定されました。

次に、除染経費につきましては、健康福祉交流館の除染経費の一部が認められませんでした。それ以外の除染経費は損害として認定されました。

測定経費では、飲料水検査費用、学校給食検査費用、農産物検査費用などが含まれておりますが、これらは全ての経費が損害として認定されました。

その他損害では、内部被曝健康影響調査費用などがありますが、これらも全ての経費が損害として認定されたところでございます。

旅費・交通費は、国や東京電力への要請活動の経費は認められませんでした。旅費の一部が和解に先立ち賠償を受けることができました。

このように、人件費については十分な内容となつてはおりませんが、人件費以外でほぼ実態に即した賠償内容であると考えられること、和解案には、和解金額を超える部分には和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないこととなっていること、また、申し立てから既に2年半以上が経過しており、和解成立によって早期の賠償の実現が図られることから、この和解内容で和解することが適当と判断したところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山です。

この和解内容の3つ目、いわゆる今回の賠償金の残った分ですね、請求、そここの関係で、和解の効力が及ばなかったところは別途請求権があるということなのですけれども、原子力損害賠償法が限度額が1,200億というのが変わらなかったと。実際払っているのが8兆という、なっていて、結局国のところでは、国の責任も含めて、支払い額が8兆になっているのに上げなかったということで、今後も結局消極的というか、国の責任も含めて、なっている。その後、かなりこの残った分といいますか、請求は妨げないというふうになつていても、かなり大変ではないかと思うわけです。

そうすると、今後の対応というのは、もちろん県なり近隣市町村との関係もあるのですが、どうなるのかなということが1つ。それから、最終的な時効というのは、全体のですね、いつになるのかという2点についてお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

賠償請求額、今回の2次の分ですけれども、3,790万1,422円のうち、旅費が一部償還、賠償金

1万2,740円を除いた申し立て額3,788万8,682円に対しまして、和解金額635万円に含まれない残りの3,153万8,682円につきましては、今後、先ほどお話ありましたが、ADR、紛争解決センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度同センターへのあっせん申し立てを検討してまいりたいと思いますが、いずれ県と奥州市、一関市と足並みをそろえて、それを行うかどうかは今後判断してまいりたいと思いますし、あとは、再申し立てのほかに訴訟の選択がありますが、これも近隣市町村の動向を見ながら判断してまいりたいと思いますし、あとは、これの時効につきましては、放射線の影響が出たという日から数えて10年までが時効となっておりますので、平成23年7月ごろにこの影響が出てきたということが、7月から8月ごろの判断となりますと、10年となりますと平成33年の7月、8月あたりが時効の期限となっていると認識しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、和解に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第45号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議案書8ページをお開きください。

議案第45号、指定管理者の指定に関し議決を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

このたび指定管理をしようとする対象施設名は、平泉町農産物加工直売施設でございます。ご存じのとおり、毛越寺門前直売あやめという店舗名で町民の皆様や観光客の方々に利用されております。施設の所在地は平泉町平泉字大沢61番地5で、町営駐車場敷地内でございます。

指定管理期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

指定者は、住所が平泉町長島字矢崎54番地、団体名が農事組合法人アグリ平泉、代表者は代表理事の佐々木正氏でございます。

提案理由でございますが、平成22年2月に開店した平泉町農産物加工直売施設は、現在2期目の指定管理期間であります5年間で平成31年3月31日をもって終了となることから、引き続き指定管理者を農事組合法人アグリ平泉に指定しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山ですが、まず1つは、今回の評価が67.3というふうになっているわけですが、これは前はどのようなふうになっているのかという点。

それから、この間、2つの構成団体が撤退したという、その理由。それから、撤退した団体はそれぞれ営業を続けていると思うのですが、その方々は引き続きこのあやめに納入しているのか。あるいは道の駅にも納入されているのかという点。まずそのことについて伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

2期目のときの指定管理者の運営協議会の点数については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それから、2期目から3期目に当たって撤退したグループ、仕出しのまめ太郎、そして漬け物のきら里ということですが、まめ太郎、仕出し加工につきましては、中にある組織間でのいろいろ手続とか、そういったものに対して、やはりやっていく中で自分で独自にやりたいというふうな意向になってきたということで脱退したと聞いております。それから、今年度から脱退する漬け物加工のほうについては、家庭の事情で、家のこともやらなければならないということで、今回は撤退すると。

それぞれ、2つのグループについては、道の駅のほうにも仕出し、そうですね、道の駅のほうにも出しておりますし、まめ太郎のほうについては、農女子のほうのグループに入っております、そちらのほうで出しているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

そうすると、いろいろ6次化産業が弱いという指摘が評価の中であるわけですが、構成からは離れたけれども、それなりに道の駅なり出したりしているわけですから、それなりの役割

は果たしたのだろうというふうに認識します。

それで、この間いただいた資料の中でも、なかなか販売が下がっていたりするという一方で、全体のいろいろな営業や、運営上困難な状況があるのかもしれませんが、それで伺いたいのですけれども、関連して、結局駐車、観光客の増減によって販売も変わるということなのだと思います。利用者の多くは観光客。そうすると、観光客の状況というのも、当然この売りにかかわってくる問題だろうなど。そこでお聞きしたいのは、毛越寺駐車場の利用状況、平成23年度と平成28年度、この2つに限ってですが、台数わかりましたらお聞きしたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

毛越寺駐車場の利用台数ということで、平成23年度は10万1,683台となっておりますし、平成29年度ですか。28年度。平成28年度につきましては6万9,747台となっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ということで、まず台数との関係でいいますと、平成23年度というのは、私も調べた中では、10万1,000ということで、売上げでいうと5,500万ということでこれが多かった。その次の年は売上げで6,000万ぐらいで、やっぱり10万台入っている。もう一つの平成28年度というのは、売上げが3,300万ほど、一番台数が少なくても6万9,000台。やっぱり結局観光客、駐車場の利用者イコール観光客。そうすると、観光客の多いか少ないで売上げも決まっているという状況だと思うのですよ。ずっと見ると大体そういうふうな。

そうするとやはり、ここの指定管理者によるご努力ということももちろんあるでしょう。観光客に頼らない。地元の人でも買いに行くとか、そういった魅力ある経営、運営というのがあると思うのですが、同時に、やはり大きいところは観光客の出入りにあるということがある。であれば、その辺も考えた、やっぱり町として指定管理との連携というのが求められるのだろうと思うのですよ。そういう点でどういうふうに考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員ご指摘のとおり、やはり観光客の動向に左右されるという面は確かにあります。ただ、2期目に入って、特にもきんいろばん屋のほうですけれども、委託販売ということで、町外に生協、生活クラブ生協さんのほうと契約を結ぶなどして、そちらのほうの割合がかなり、半分以上の、全体のですね、昨年、今年度の比較を見ますと、半分以上店舗外でも売上げているというふうなこともありますので、観光客の方々に販売していくのはもちろんですけれども、やはりあと道の駅ですね、道の駅平泉のほうへもとか、そういった生活クラブ生協その他ほかのところへも売り込んでいくというふうなことをさらに強化しながら、指導していきたいというふうに考えてい

ます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

指定管理者の指定に関する議決を求めることですが、ご覧のとおり、10年間もやられてきたわけですが、その中で赤字は6年間ということですよ。その中で、今後、予算経過もございますけれども、なかなか売上げは上がらないという、強いて言えば最高売れたとき5,000万も売れた時期がありましたけれども、この今後の議決についてでございますけれども、どういふふうに捉えているのか。さらには、このパンですね、こまく言えばパン。パンはかなり価格というか、売上げが下がっているという状態でございます。学校でのパンを食べていただくといいのでございますけれども、そういう形で、その3点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

まず、今回2期目の今11月まで終わったところですが、1期目の実績ですと、4年と2カ月の間で600万近い黒字になっておりますし、2期目については、4年間の中で見ますと逆に600万ほどの赤字ということになっておりますけれども、今後ですね、3期目の計画をいただいておりますが、この中では、特にもこの平成30年の実績を踏まえた形をかたい見積もりとなっております。そして、平成29年には道の駅平泉ができたことと、先ほど申し上げましたけれども、生活クラブ生協への契約等が成立しております。2期目では初めて平成29年度が160万ほどの黒字になっております。そして、今年度11月までの状況を見ますと、ほぼ平成29年度、今時点で前年対比93%というふうなことで、ほぼ黒字になるのではないかと、こういった推移から見るとですね。そういった流れを受けての3期目ですので、3期目についてはそうした平成29年度、平成30年度の黒字の流れを見ながら継続できるものというふうにご検討しております。

すみません、あと、質問をもう一度お願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

1期目、2期目プラマイゼロですが、その中で、3期目に向かって予算が立てられておりますけれども、このパンですね。例えば1期目には平成23年度は2,200万売れている。さらには平成29年度1,800万。3期目については1,300万で下がっておりますけれども、予算がですね、これをこのパンの売上げ、最高売れた2,200、1,800万の状況、さらに平成30年は800万にも下がっているという、この状況は何ですかということです。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

確かに1期目のピークのときは、先ほども議員からご指摘ありましたが、平成23年がやっぱり観光客が多いときで、このときは2,000万ほど売っておりますけれども、2期目に入ってからは一千万、六百万できていましたが、平成29年度に1,800万ということで、恐らく平成30年度も近い形で推移するものと見ています。平成31年度については、いずれ1,400万ほどで見ておりますけれども、かたく見積もっているというふうなことで、いずれパンだけではないのですので、ここ全体の、惣菜もこのまま続きまして、漬物物等も今は漬物物きり里撤退しますけれども、今度は自宅のほうで加工したものをあやめのほうに持ってくるというふうなことにもなっておりますので、そういったことで、全体としてはプラスに、この3期目は持っていくという計画になってございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

説明をいただきました中の、評価点ということで出されております。そして最低基準点ということが書かれておりますけれども、この配点といいますか、そういった内容についてお知らせいただきたいと思っております。

そして、指定管理者の業務状況の評価ということについて、前回の指定管理のときにも項目ごとにそれぞれの評価ということが出たような気がいたします。その中には業務の実施状況、あるいは施設の利用状況、そして利用者の満足度、あるいは景観に配慮しているかといった、そういうところも含めた評価が今回の中で示されていたのか。そこについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

選定基準というのは、大きくは4つの視点から基準があります。まず1つは事業計画、これが利用者や利用の確保ということで、平等なサービス向上が図られているか。それから、2点目はこの事業計画の内容が、この施設の効果を最大限に発揮されているものであるか。それから、3つ目が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか。4つ目が、この施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているかということで、この大きな基準の中に、さらにそれぞれ管理運営の意欲、姿勢、あるいは平等な使用を図るための具体的な手法等々ですね、10点ぐらいにさらに分かれておまして、まず1点目の事業計画が利用者の平等な利用確保が図られているかというのは、105点のうちの30点、あと2点目のところの事業計画がこの施設を最大に利用させるものかというのは、105点のうちの35点、それから、管理運営を有する能力があるかというのは20点。それから、十分な能力を有しているかという10点というような、こういった配



分になっておりまして、それらのトータルを、14人の委員の方々が一人一人採点していただいて、その結果の点数が105点満点のうちの77点ということで、100%にすると67.3というふうなことで、基準を満たしているというふうな結果になってございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

この総合評価、講評の中でも書かれている内容ではあるのですが、やはり改善すべき点、あるいはそういったところが非常にあるというふうな形でも出ておりますし、やはり今の4点の評価の中で、特にも、特に課題というところを、町として捉えているところはあるのかということと、それから、業務内容について、ちょっと少し方向転換という形になってきているようではありますが、そこをどういうふうに今後伸ばしていくのかということと、それから、町民に対して、町民に対しての満足度といいますか、そういった評価も非常に大事なところではないかと思いますが、そこについてどういうふうに考えているか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

評価、点数での評価にはなっておりますけれども、当課としても、これまで2期やってきた中で、例えば環境ですね、あの施設の周辺の景観的なことについては、なかなかいろんな問題があって、少し修繕するには時間がかかったりしておりますので、今後についてはそういったことのないように、きちんと、やはり毛越寺の門前というふうな位置にもありますので、そういったことは環境についてはきちんとやるようにというふうなことは強く言っておりますし、あと、できるだけ地元産を使うというのは、これは道の駅と同じですけれども、そういった点についても配慮するようにというふうな話をしておりますし、あとは、町民に対しては、農女子のプロジェクトチームというのがあるのですが、農産加工のプロジェクトチームがあって、そこが平成30年度から利用して、そこでからし肉まん等をつくって道の駅等で販売しているというふうなことで、こういった若い方々、農女子だけでなくもっと広く活用できるようなことも行っていつてはどうかということも話はしております。道の駅ができたことによって、そちらのほうにまたそこでつくった、加工したものをそこで販売できるというふうなことで、収益も伸びてきておりますので、こういった面をもう少し強化しながら対応できるように指導していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今、課長もおっしゃっていただきましたように、環境面、景観面ということで、いろいろ改善要求も、当局もされていたと思いますけれども、その辺の配慮を特にお願いしたいと思いますし、そしてやはりこの農産加工、もともとここを始めたきっかけ、趣旨というのは農業振興、農産加

工、そして6次産業化ということだったと思いますので、今そういう転換点というところを、そういう方向に頑張ってくださいように、担当課としても努力していただければと思います。

以上、終わります。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにごいませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番、佐々木です。

農産加工施設、既に10年たっております。当初は地元農産品の生産加工、直売まで含めて、6次産業の推進によって農産物の販売を増進させたいということで始まったと理解しておりますが、この間、背に腹はかえられないのだとは思いますが、それではなくて、今後の計画によりますと委託販売に大分重点が置かれるようですが、そこら辺、本当に方向転換したということなのか。その辺をはっきりさせていただきたい。

それと、その際に、ネットを使って今までにない顧客獲得をするということ、既に10年たっていますが、それらがどのように実践されてきたのかお答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員ご指摘のとおり、当初の目的は地域農産物の加工、直売、そこの拠点ということでここを設置しております。委託販売に方向転換したということではなくて、当然地場産品、地域の農産物の販売、加工、そこの拠点にあることは変わりありません。ただ、やはりあわせて経営のことも考えていかなきゃならないということになると、一方では委託販売のほうも取り組んでいるというふうなことで、委託販売のほうに全て向かうというのではなくて、今後ともこの場所を拠点とした加工施設等は、加工施設の拠点としての位置づけは変わらないというふうに考えています。

それから、ネット販売、確かにやっております。これについては、顧客管理についてはちょっとどの辺、どのくらいの顧客を管理してネットでの売り上げがどのくらいというのは、ちょっと把握しておりませんので、確認して後ほどお答えしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それではですね、もう既に10年たっていますから、ネット販売における今後の目標を、農林課である程度設定するというのも必要ではないかなというふうに思うのですよ。準備期間はもう既に過ぎています。10年やっていますし、3期目に入ろうとしている。その中で、町が何を目的にこの施設を建てて、どの方向に行くかというのを、やっぱりある意味では数字的な管理も含めた指導管理は今後とも必要だと思うのですが、その辺についてどう考えますか。

議長（佐藤孝悟君）

農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

やはりあくまでも対面で訪れるお客さんとの会話でありますとか、そういった販売はやっぱり重要視するのかなというふうに、私は考えています。ネット販売は、昨今のいろんなこういった店舗についてはどこでもやっているわけですがけれども、目標を立てるといのはなかなかこれは難しいのではないかと。いずれ実態をちょっと調査して、どのくらいの割合になっているかというふうなことを踏まえて、検討していきたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第46号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案につきましては、紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散することに当たり、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させることに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約において、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案第46号参考資料6ページの現行欄の下部線、紫波、稗貫衛生処理組合でございますけれども、これを改正後欄のとおり削除しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

---

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

先ほど菅原農林課長より答弁の保留がございましたので、答弁をしていただきます。

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

午前中審議いただきました議案第45号の指定管理者の指定に関し議決を求めることについての中で保留していた回答がありますので、お答えしたいと思います。

まず1つは、三枚山光裕議員の質問の中で、2期目の選定委員会での点数は何点かということですが、79.7点ということで、同じ105点満点での点数であります。今回よりも前回は9ポイント高かったということになります。

それから、もう一つですけれども、佐々木雄一議員から、ネットでの販売の状況はということでしたけれども、ネットの販売状況については、ほとんどないというふうなことで、顧客についても把握していないというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは日程に入ります。

日程第10、議案第47号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、10ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税2,093万8,000円。これは個人、法人の現年課税分の増額でございます。

13款国庫支出金3,229万4,000円の減、1項国庫負担金18万1,000円、2項国庫補助金3,247万5,000円の減。これには、社会資本整備総合交付金3,247万5,000円の減額が含まれております。

14款県支出金517万2,000円、1項県負担金84万円、2項県補助金431万2,000円。これには森林病虫害等防除事業補助金333万9,000円の増額が含まれております。3項委託金2万円。

17款繰入金、2項基金繰入金1,491万円。これは財政調整基金繰入金1,741万円の増額、世界遺産推進基金繰入金250万円の減額でございます。

19款諸収入、5項雑入189万8,000円。

20款町債、1項町債2,220万円の減。これには総務債、旧小島小学校解体事業210万円の減額、土木債、道路橋梁改良事業2,070万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1,157万6,000円の減。

次に、議案書11ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費20万6,000円。

2款総務費83万5,000円、1項総務管理費42万5,000円。これには地域課題対応事業を実施するための地域活力推進費の土木費への組み替えに伴う減額235万円が含まれております。2項徴税費102万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費63万9,000円の減、5項統計調査費2万円。

3款民生費2,146万3,000円。1項社会福祉費1,207万1,000円。これには介護給付費、訓練等給付費390万円の増額、健康福祉交流館特別会計繰出金292万6,000円の増額、他市町村措置依頼児

童委託費539万1,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費939万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費112万3,000円。これには水道事業会計補助金等1,504万1,000円の増額、水道事業会計繰出金1,504万1,000円の減額が含まれております。

6款農林水産業費459万円。1項農業費125万円、2項林業費334万円。これは森林病虫害等防除委託料の増額でございます。

7款商工費、1項商工費40万7,000円。

8款土木費4,870万4,000円の減、1項土木管理費70万8,000円、2項道路橋梁費4,651万3,000円。これには町道補修工事費330万円の増額、平泉スマートインターチェンジ整備工事費550万円の減額、用地取得費4,346万6,000円の減額が含まれております。4項都市計画費297万8,000円の減、これは下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。5項住宅費7万9,000円。

9款消防費、1項消防費93万6,000円。

次に、議案書11ページの裏をお開きいただきたいと思います。

10款教育費754万8,000円、1項教育総務費97万8,000円、2項小学校費503万9,000円。これには冷房設備設置工事設計業務委託料311万7,000円の増額が含まれております。3項中学校費254万7,000円、4項幼稚園費28万6,000円、5項社会教育費125万3,000円の減。これには平泉拡張登録検討委員会等負担金の減額が含まれております。6項保健体育費4万9,000円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費2万円。

歳出合計補正額1,157万6,000円の減。

次に、議案書12ページをお開きください。

第2表地方債補正の説明をさせていただきます。

追加と変更でございます、はじめに追加を説明させていただきます。

起債の目的、基幹水利施設ストックマネジメント事業、限度額100万円、起債の方法、証書借入又は証券発行。利率3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるものとするものでございます。

次に、変更を説明させていただきます。

旧小島小学校解体事業の限度額1,350万円を1,140万円に、Jアラート新型受信機購入事業の限度額350万円を310万円に、道路橋梁改良事業の限度額2億6,810万円を2億4,740万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同様でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

9 番、佐々木です。

ここにありますが、12ページにございます起債の関係なのですが、基幹水利施設ストックマネジメント事業、これは照井関係のことだと思うのですが、どういう事業か詳しくお知らせ願いたいと思います。

それと、今般、小学校関係に冷房設備工事が入るようでございますが、それと、従来ある部分はエアコンの定期点検設備委託料となっているのですが、文言だけの違いなのか、学校に今度やるのは冷房だけだから冷房設備ということなのか、エアコンというのは冷暖房を含めてエアコンと言っているのか、この言葉の使い分けはどのようなことになっているのかお知らせ願いたいと思いますし、従来、熱中症対策でいろいろマニュアルで、幸いにも児童にそういう死亡事故等が起きていないのは幸いでございますが、そこに冷房設備をつけるとなると、その運用について多少違ってくるのかなというふうに思うのですが、そこら辺、まだ今後検討なのか、できているものがあるとすれば、その運用について大まかに、できてなくてもですね、大まかにどういうふうな捉え方をされているのか、お知らせ願えればと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今回起債を行います基幹水利施設ストックマネジメント事業ですけれども、これは照井ではなくて、北上川東部土地改良区の管轄の事業でございます。揚水機場と、あと幹線の水路の関係の補修を、この事業で行うものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

小学校費のところで委託料のところで、1つは冷房設備設置工事、新しく設置しようとするのは冷房設備設置工事という表現ですし、あと既存のエアコン点検、定期点検委託料は減額という表記になってございました。

それで、これにつきましては、今度の臨時特例交付金の事業名が冷房設備対応臨時特例交付金となっておりますので、冷房設備という表現をしたところでございました。なお、従前の空調の部分についてはエアコンの定期点検ということで実施しておりましたので、そういった表記で対応したというところでございます。

それから、冷房設備の運用等につきましては、まだ詳細といいますか、運用についてはこれから定めていくことになるというふうに思いますし、あと基本的にはやっぱり、子供たち、人間の暑さに対する体温調整機能といいますか、それらを重要視しながら、効果的な冷房設備の運用について、指針というか、運用の方法について検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

運用がまだわからないのですが、何度になったらスイッチを入れるというような、細かい指示も書かれるものだと思いますが、そうしますと、この事業で設置費用は大まか出ていますが、ランニングコストをどのぐらい見込んでいるのか、今把握できる範囲で結構ですが、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

ランニングコストにつきましては、全く概算での試算になりますけれども、先日、普通教室の部分で160万ぐらいかなと試算しているとお答えしたところでもございましたが、理科室、音楽室等の特別教室等も内定というか、設置の方向で今進めておりましたので、そうしますと、年間でおおよそ200万円程度は、ランニングコストとして必要になるのかなというところで試算しております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

三枚山ですが、今あった項目にかかわりますけれども、22ページの裏と23ページの冷房の設置、今度のやつにかかわってです。それで、重ねてなのですけれども、青木町長はじめ、岩淵教育長、迅速に対応していただいたということは本当に感謝申し上げたいと思います。

その上でなのですけれども、近隣町村聞きますと、平泉はかなり早いのかなと。補正、今度委託とか出ているのですが、ほかはまだこれからということで、そういう点では本当に早かったなということで、工事も早くできるのだらうと思います。

それで、ただ、やっぱり1億3,300万近くかかるということで、ほか聞きますと、合併特例債なんか利用できて、もうちょっと補助というか、受けられるという部分、当町はそこは該当しませんので、できれば安く上げるというのは当然必要なのだろうと、その辺では何かいい方策というのは、今時点ではないのかなという点でお尋ねしたいです。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

冷房設備の設置、工事費の部分でございます。

それで、先日ご説明申し上げたところでもございますが、国庫補助対象は基準額のところでおおよそ6,800万円ぐらいで、補助金については2,300万ぐらいになると。残り、補助裏の部分については100%の起債を借りて、交付税措置で後年度60%、おおよそ2,700万ぐらいは後年度に返ってくるというような試算となっておりますが、それを越えた継ぎ足し単独分、今現在の試算では6,500



万円ほどになっておりますが、ここについては、一般財源の充当ということで今対応のほうを考えているところでございます。

それで、工事費の圧縮につきましては、まずエアコン、施設設備の細かい点を吟味しながら、極力安価で効果を上げられるものを選定しながら、あと詳細についても、見ばえといいますか、天井埋め込み式だと結構工事費用とかもかさむし、メンテナンスも大変になるというふうなことも聞いておりますので、その辺はつり下げタイプとか、あとは配管等については、ちょっと見ばえはあれですが、天井露出というか、そういった形での対応とすれば比較的安価に上がるというふうなことも聞いておりますので、その辺、設計屋とか設備業者と打ち合わせしながら、極力安価で、経費の圧縮に努めていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ストックマネジメントの関係についてでございますが、これは先ほどのご案内のように東部土地改良区だということですが、東部のあの施設にあっては、老朽化してところどころといいますか、ほとんど壊れやすいような状態になっているということで、今ところどころ補修、鉄管の補修だったりやっていますが、いずれそれに対する補助といいますか、そういうことなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

この基幹水利施設ストックマネジメント事業ですけれども、これは国の補助が50%、それから県の補助が25%、そして地元が25%ということですが、その地元のうちの25%のうちの改良区のほうが15%でして、残りをですね、今回の整備については奥州市と平泉町が受益面積割で、奥州市6%、平泉町が4%ということで、この4%について予算計上しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

とにかくこの改良区にあっては、非常に農家さんが悩みに悩んだりしている施設であることから、今後も多分こういういろんな問題が出てくるだろうというようには思っております。

そうした中で、今回このような形でその補修等々もされるわけでございますが、今後においても、非常に大がかりな工事をしなければならないというような部分が多分出てくるだろうというように私も思っていますが、いずれこれは、地権者そのもの、あるいは町だけでは到底なかなか難しい問題であるというように私は思っていました。そういう関係からして、これはいずれにしても、滞納等々も非常に多い額があるはずですから、そこらも含めてですね、県なりあるいは国においても、そのことは重々ご説明をしながら今後やっていかなければならない、非常に問題の

ある改良区であろうというように私は思っています。

そこで、町長からお聞きをしますが、いずれこの問題については、今言いましたように、国あるいは県としても、本気になってやっぱり取り組んでもらわなければならない非常に大事な、この改良区であろうというように思いますが、町長、そこらあたりの考え方というものをお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま千葉議員から申されたとおり、大変町としても危惧しているところであります。

特にこの事業は、議員の皆様方もご承知のとおり、町も地元もそして一緒になって、当初始めた事業であるということをご承知のとおりであります。そういった中で、今回このストックマネジメント事業によって、今までは民地に配管されていた部分も今回、今後修理等々出てくるということで、道路とかそういった、今後修理するにしてもですね、そういった場所に移しながら、そういう中で、従来よりちょっと距離も延びるわけですが、そうしたり、あと施設の配電盤だったりポンプですね、ポンプも3基ありますが、そういった修理等々をして、新たに、そういった意味では長い事業の中で配管も老朽化されてきておりますし、そういった部分では、施設としては今回のこのマネジメント事業によって、大方修理は完了といいますか、現時点での方向性は出てきます。

と同時に、実は先日、東部土地改良区の理事長にも町においでいただきまして、今後の進め方等々、私のほうからもお話をさせていただいた経過があります。その中で、いずれ今あの照井と東稲土地改良区が合併されると、そして次、その合併時点でも、次の事業の中で今後東部のことも考えるということで、当初は合併されたのですが、しかしかんせんですね、当時の東稲土地改良区の受益者のおおむね7割が東部土地改良区に入っている受益者の方々であります。そういった意味では、大変このみならず、生母地区も大変後継者が、まさにその後もなかなか引き継ぎたくないということで、大変残念なことです、相続放棄もされている、そういう今現実にあるやに伺っております。そういった中では、やはり今後、地域をやっぱり持続的にやれる、そういう地域を今後さらに目指していくためにも、今回のこの機会を、と同時に、岩手県はもちろんですが、岩手県、そして奥州市、そして平泉町、そして改良区、東部土地改良区のみならず、土地連がありますが、土地連、県の組織であります、いずれその土地連も通じながら、胆沢土地改良区も一緒にそこにテーブルにのっていただいて、今後この東部土地改良区のあり方というのを同じテーブルにのって、やはり議論していきましょうということを提案させていただいたところであります。

そういった意味では、当然、先ほど議員も指摘になったように、市と町、そして改良区だけでは、解決できるそういう内容には私自身もないというふうに思っております。そういった意味では、大きな意味では大道に立って、関係のみんながそこに同じテーブルについて今後議論をしていく、そういう議論をしながら整理をしていくという、整理をしながらそして進めていくという

部分を、今後進めようということを提案させていただいたところでありまして、議員がご心配されているとおりに、町としてもいずれ、今お話ししたような方向で、まずはテーブルについて、どこがどう今後絞っていかなくてはならないのか、それは改良区のみで解決できる部分とできない部分というふうにあります。そういった意味では、共通理解をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長からは建設的なご答弁をいただきました。いずれこれで私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

22ページの裏ですが、学校管理費の中で13節委託料、これは冷房設置工事費ですね。設計業務委託料、エアコン定期点検料331万ですけれども、これは合わせて出していますが、これは来年度に向けてのエアコンのことだと思いますが、このエアコン定期点検と合わせて300、これは別々でどのぐらいかかるのですか。何でこれ合わせてるのですか。これはもとより次のページもそのとおりですけれども、エアコンの冷房設置は何ぼ、定期は何ぼということでお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

22ページ裏の13節委託料についてでございます。これにつきましては、先ほど来ご説明申し上げているところではございますが、上の冷房設備設置工事設計業務委託料311万7,000円、これは、これから新たに普通教室及び特別教室の設置をしようとする分の設計委託料として計上したものでございますし、エアコンの定期点検委託料という8万6,000円の減ということですが、これは既に学校部分の管理室、職員室、校長室、保健室等に既にエアコンが設置になっていて、定期に点検を委託している分の入札減等で減額8万6,000円といったところで、中学校費についても同様の表記をしているところがございますので、ご理解をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

15ページの裏です。企画費の負担金補助金及び交付金の中の代替バス運行費補助金ということで65万、一般質問の中でも代替バスということで近年微増という、補助金がちょっと増えているというあれもありましたが、特に300万台から400万を優に超えているところに、この増額というところはどのようなための補助金なのかということが1点目です。

次に、18ページです。児童福祉施設費の中の3節職員手当で、時間外手当が150万計上されておりますが、この時期毎年こういうぐらいの時間外手当なのか、その職員の方たちのなかなか、結構勤務外の部分が負担が増えているのか、この内訳についてお知らせください。

それから、最後になりますが、25ページの裏の世界遺産登録推進費の中の19節平泉拡張登録検討委員会の負担金、これ2,400万ほど減額になっておりますが、この内容についてお知らせください。この3点についてお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘の企画費の19節の代替バス運行費補助金についてでございます。

これは県交通による廃止路線の代替バスの運行費補助金になっております。それで、昨年度の予算に比べまして約65万円ほど増えているということですが、この内容につきましては、乗降客の減少がありますけれども、最も多いものは、バスを更新したということでした。その分につきましては65万プラスになったということでございます。

今現在は下平から箱石まで、その前は一関分になりますけれども、東磐交通に委託しているものでございます。それで、これにつきましては廃止路線ということで、特別交付税措置もあるものでございます。かとはいってですね、かなり高額になってきておりますので、あした開催いたします公共交通に係る会議において、今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉長島保育所長。

長島保育所長（千葉よし子君）

4節の児童福祉費の時間外手当についてですが、平泉保育所と長島保育所の11月以降の時間外見込みを総務課のほうに提出しております。どうしても保育所というところが、子供たちの預かっている時間以外でのしなければならないことが生じているため、去年の実績とあと、ことしの11月から3月までの見込みを総合的に勘案しての150万円の計上でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

25ページの裏の19節平泉拡張登録検討委員会等負担金の減額についてです。

昨年度、平成29年度末に、5年間取り組みを進めてきたものの、推薦書案というのを平成29年末に出す予定として進めてきておりましたが、ちょうど今、1年前のときにその推薦書案を見送るという協議が県と2市1町で行われておりました。そうした中で、平成30年度の予算を組み立てるに当たって、どうしようかというところだったのですけれども、結果的には推薦書案を見送る形となって、引き続き拡張登録の取り組みを継続することになったのですが、その時点では、

もしかしたらば推薦書を出すことも考えられるということもあって、それも計上した上でのものでした。それが大体総額が2,500万円で、平泉の負担分というのがその中の12.26%だったので、それで306万6,000円を当初予算に計上していたところです。

ところが、ことしになりまして、取り組みの内容とかスケジュールとかですね、それも現在協議中というところになるのですが、その中で、今年度使われる見通しとして見込まれているのが拡張登録検討委員会、これが88万6,000円ぐらいなのですけれども、それと包括的保存管理計画書の改定業務ということで、これが400万ですね。合わせますと488万6,000円ぐらいになるのですが、そうしますと、平泉町の負担をそれに掛けますと、本年度は12.29%になりましたので、60万円ぐらいになったわけです。それによりまして当初予算の306万6,000円から、これから使う予定となりますその60万のものを引く形で、246万5,477円という、ちょっとそれも細かい数字ですけれども、これが減額するというので今回の補正ということになりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

保育所長の答弁、ちょっと聞き取れなかったのですが、これは昨年と同程度、やはり同じ時期、これくらいの時間外ということが補正として出ているということに了解してよろしいのですね。

そして、これは職員の方たちですけれども、そういう時間外の部分、もちろん臨時の職員の方たちは原則そういった時間外は行わないということの原則になっているわけですか。そして、この150万円は職員の方たちの時間外手当ということになる。確認なのですけれども、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉長島保育所長。

長島保育所長（千葉よし子君）

職員手当のこの部分につきましては、正職員の時間外手当でございます。昨年度と同額ぐらいの時間外が見込まれているものです。さらに、臨時職員につきましては、原則は時間外はさせないことで進めておりますが、どうしても遅番の職員でさらに延長されるお子さんがいる場合など、あとは園内研修とかもございまして、そういった部分での時間外は発生いたします。あとは行事、土曜日の行事についての時間外は発生いたします。ただ、それについては、職員の賃金の中で、3節の職員手当ではなく賃金の中での支払いとなっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

4点ございます。

まずは15ページ裏の8目諸費の中の一関学院、駅伝大会と全国バスケットボール大会の15万というところですが、以前の答弁でもありましたとおり、一関学院の駅伝部に入っていないとも、

町民の生徒が学校に通っているということの説明、答弁だったと思いますけれども、また再確認のためにお願いいたします。

続きまして、18ページの区分13委託料の他市町村措置依頼児童委託料593万1,000円ということですが、他市町村に平泉の子供が児童施設に入っているということでの負担金だと思われまけれども、人数と負担割合などを教えていただきたいと思えます。

続きまして、20ページの7款商工費の2目商工産業振興費の中の取引促進事業補助金ですが、当初予算では60万円、20万円の限度だというふうに聞いておりますが、その実績とその補正内容についてお伺いしたいと思えます。

最後になりますけれども、20ページ裏の8款土木費、2目道路維持費の中での区分15の工事請負費の町道補修工事費、地域課題対応事業ということですが、場所と、地域課題対応の基準みたいなものがあれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、私からまず最初に、15ページの裏の8目諸費の内容でございます。一関学院全国駅伝大会及び全国バスケットボール大会出場補助金でございます。現在は一関学院の駅伝部に当町出身の生徒は在籍はしてございませんけれども、いずれ学校といたしましては、当町出身の生徒たちがお世話になっているというようなことでございますし、今後、陸上部のほうにもお世話になる可能性もあるというようなことで、従前からこの全国大会に参加する場合につきましては、このような額での補助金を拠出しているところでございますし、今後につきましてもそのような方向で、予算措置をさせていただいて拠出する予定でございます。

それから、最後の20ページ裏の8款土木費の2目道路維持費の、これは場所でございますか。この場所については、三日町地内の町道に附帯する排水路の補修のための工事というところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

18ページの4目児童福祉施設費の13節委託料の他市町村措置依頼児童委託料の内容でございますが、これは他市町村の保育所に入所している保育園児に対する運営費に対します委託費でありまして、当初予算におきまして2人分、252万3,000円の予算を計上しておりましたが、今現在実績といたしまして、見込みも含めまして6人増の8人の保育園児が他市町村の保育所に入所されておりまして、その委託人数の増に伴います593万1,000円の増額補正であります。

内訳につきましては、公立保育所が2カ所、私立保育所が、これは認定保育所を含めまして6カ所でございますが、町外から転入してきましたが引き続き入所する希望の方が、平泉町内にい

るのですけれども、引き続き一関の保育所に預けたいという方が3人、あとは保護者の都合により町外への入所希望が2人、これは一関のほうでお仕事をされている方が、どうしても一関市内の保育所に預けたいという方でございますし、あとは待機児童でやむなく町外の一関市のほうに行ったという方が2人、合計8名でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それから、答弁漏れが1つございました。地域課題対応事業の支出基準でございますけれども、地域活力推進費ということで予算措置1,000万円させていただいているところでございます。

これにつきましては、年度当初に各行政区区長さんから地域課題となっている箇所についての案件を提出していただきまして、その中で、基本的には地域の方々も出ていただきながら対応できるところを、基本ということで実施してきたところでございますけれども、昨今につきましては、地域の方々の出席をいただいている対応では対応できないというようなところが増えてきているところから、1,000万円の範囲内で優先順位をつけさせていただきまして、その中で可能な箇所を、大体おおむね、以前の議会の答弁の中で、250万円程度を上限として対応されているのが現状ですというお話をしたところでございました。今回につきましても、その程度で対応できればよかったですけれども、実際的には、その額で対応しますと若干整備しなければならない排水路の箇所が残ってしまうことから、今回あわせて整備したほうが効率的であるというようなことから、今回は100万円をさらに追加させていただきまして、335万円の中での対応事業というふうにさせていただいたところで、予算措置をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

20ページの7款商工費、1項2目の19節取引支援促進事業費補助金の20万円の補正についてでございます。

この事業は、県外で開催される展示会とか見本市等への出展経費について、20万円を上限に補助しようとするものでございますが、議員おっしゃられたとおり、当初で60万円予算確保しておりましたが、現在1社が既に東京ビッグサイトのマーケティング総合展に出展済みでございます。現在3社のところで出展の意欲を見せているというところで、3社分の20万円が不足するということになりまして、当初予算から3社分ということで20万円が不足いたしますので、今回補正ということで上げさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

15ページ裏の一関学院の補助金のことですが、同じく私立の一関修紅で春高バレーに参加することが新聞に出ておりました。それに対する補助金はないのでしょうか。お伺いいたします。

あともう一つ、18ページの区分13の委託料ですけれども、先ほどの答弁の中で、町内の待機児童が2人いるために町外に出ているということですが、例えば4月以降に町内に戻るということは可能なのでしょうか。お伺いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

春高バレーに修紅高等学校が出場するというようなことですが、これにつきましては、各学校からの要望、要請に基づきまして、その内容を吟味させていただきまして対応しているところでございますので、これにつきましては、要望があればそれに対しては対応するようなことで考えさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

待機児童は今2名で、一関市の保育所のほうに行っておりますが、その待機児童の方が来年度、4月以降に平泉のほうの保育所に入れるかということでございますが、今12月3日から17日まで2週間ですけれども、長島保育所、平泉保育所の入所希望を募っているところでございまして、まだ人数等が把握できておりませんので、来年度4月以降の入所希望につきましては、これから取りまとめて、それぞれ利用するための基準がありますので、その基準にのっとり、もし多く来た場合、その基準にのっとり点数が高い順に入所するということがありますので、今待機児童の方が、では4月に入れるかということで、ここで確約できるものではございませんので、ということでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

待機児童の問題ですけれども、町長が昨年度待機児童ゼロにするという方針を掲げられましたので、引き続き、場所の問題、先生の問題等もあると思っておりますけれども、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

土木費でございます。20ページの裏、15節の工事請負費、スマートインターチェンジの整備事



業費が大きい金額で減額になっております。21ページの17節ですか、用地買収等の内容とその2つを説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

当初予算を立てるときに、国への要望を基準にして当初予算でお願いしておったわけですが、その後、国からの内定がありまして、要望額の9割ほどしか事業費がつかなかったというのが実情でございます。ですから、その分をスマートインターチェンジ整備事業関連の事業の中で調整しまして、工事費あるいは用地費用としまして、相手のあった事業費に合わせたというための減額でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第48号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第48号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書28ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明しま

す。

歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金4万9,000円の増でございます。保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

歳入合計補正額4万9,000円の増でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金4万9,000円の増。保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

歳出合計補正額4万9,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第12、議案第49号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第49号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書30ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金292万6,000円の増。一般会計繰入金の増額によるものでございます。

歳入合計補正額292万6,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費292万6,000円の増、主に燃料費の増額によるものでございます。

歳出合計補正額292万6,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

福祉交流館でございますが、ご覧のとおりずっと営業されているわけですが、3,800万の収入でございますが、それらについては経費もかかるということで、なかなか収支が合わないという現状でございますが、今回のその補正についてですが、燃料費でございますよね、補正の歳出の分でございますけれども、これは月にどのくらいかかるのか、何カ月分のこの補正300万なのかお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今回の燃料費の300万円の増額につきましては、当初燃料費を重油Aでございますが、80円で計算しておりましたが、106円、26円の値上がりでございますが、年間大体10万1,000リットル使うわけですが、その10万1,000掛ける26円で大体300万ということになりますので、300万の補正をさせていただいたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

燃料ももちろん上がってございますので、そういうことでお知らせいただきましたが、これは300万というのは大体何カ月分、1年分ですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

何カ月分というよりは、1年間通して予算に対して300万不足になったということで、今回補正させていただきましたが、大体その月によって変わりますが、大体夏場で70万か80万、あと冬場で100万から116万ほどかかっているという、平成29年度はそういった金額で推移しているというところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第50号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書32ページでございます。

議案第50号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

32ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきますが、款項同額ですので項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料 2 万9,000円。

歳入合計 2 万9,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費 2 万9,000円。

歳出合計 2 万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第51号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書35ページでございます。

議案第51号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

35ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金297万8,000円の減。

6 款諸収入、2 項雑入208万7,000円。

歳入合計89万1,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費63万7,000円。

2 款公債費、1 項公債費152万8,000円の減。

歳出合計89万1,000円の減。

今回の補正は、主に消費税額及び起債の利子が確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第52号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書39ページでございます。

議案第52号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

39ページ裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明いた

します。

はじめに、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金3万2,000円。

歳入合計3万2,000円。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費3万2,000円。

歳出合計3万2,000円。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第53号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

説明に入ります前に、43ページ裏と44ページの表の2カ所につきまして、ミスプリントがございましたので修正させていただきました。おわび申し上げます。

それでは、議案書42ページでございます。

議案第53号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

ます。

それでは、43ページの平成30年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

2 款簡易水道事業収益、2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入375万5,000円。

収入合計375万5,000円。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費31万8,000円の減。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用794万6,000円、5 目総係費111万8,000円、6 目減価償却費145万8,000円、7 目資産減耗費537万円。

支出合計762万8,000円。

次に、43ページ裏の資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款水道事業資本的収入、2 項負担金、1 目負担金134万3,000円。3 項出資金、1 目出資金9万4,000円の減。

2 款簡易水道事業資本的収入、2 項負担金、1 目負担金130万3,000円。

収入合計255万2,000円。

支出でございます。

2 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費19万1,000円。

支出合計19万1,000円。

今回の補正は、主に減価償却費の確定及び消火栓を2基設置するための補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

5 番、真竈光幸であります。

46ページの7目1節の固定資産除却費であります。この物品名は何か教えてください。

議 長（佐藤孝悟君）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時30分

---



議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほどご質問のあった減価償却費でございますが、簡易水道施設全部でございます。水路、簡水路、浄水施設、配水施設、それら全部含めたやつの償却費でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

施設の全てということになると、有形固定資産ですから、事業用の使用を中止して帳簿から除くという作業になるだろうと思いますが、この減価償却、途中ではありませんか。その辺の絡みはどうなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

耐用年数が決まっておりますので、その耐用年数によって、その年の分を減価償却するというところでございまして、平成30年度分の減価償却分の予算でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それ除却損という部分を補正に持ってくるのは、やり方としてどうかと思うのですが、減価償却の修正というのはそういうやり方ではないです。

（発言する声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待ってください。

（「いや、議事進行だよ」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

どうぞ。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二ですがね、これは極めて会計処理上の基本中の基本なわけですよ。したがって、きちっとした説明をできるように休憩するなら休憩をして、議会における報告をしてください。

議長（佐藤孝悟君）

では休憩いたします。

それでは15分ほど休憩といたします。

50分まで休憩とします。

---

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時52分

---

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと間に合わないようですので、3時10分までまた休憩ということにします。

---

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時07分

---

議長（佐藤孝悟君）

時間前ですけれども、再開をいたします。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

減価償却に関しましては、簡易水道事業の公会計移行に伴いまして、当初では概算で計上させていただいておりましたが、平成29年度工事の精算の結果等による精算額を計上したことによりまして、今回の補正をお願いしたものでございます。

資産減耗費につきましては、今年度の工事で、舞川地区の配水管布設がえ工事、それから第3遊水地小堤に伴う移設工事、長島浄水場ろ過機改修工事、東岳配水池計装設備更新工事、この4つの工事によりまして、残っていた、更新としておりますので、残っていた残存価格を除却して計上したものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第53号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時10分

---

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第17、同意第2号、副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

副町長の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、齋藤清壽。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、齋藤清壽副町長が平成30年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き齋藤清壽氏を選任したいので同意をお願いしようとするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号、副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、副町長の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、同意第3号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、岩渕実。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、岩渕実教育長が平成30年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き岩渕実氏を教育長に任命したいので、同意をお願いしようとするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

---

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成30年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

閉議 午後 3時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男